

弁護士業務における 関係者の問題行動

対人トラブル

対応の手引

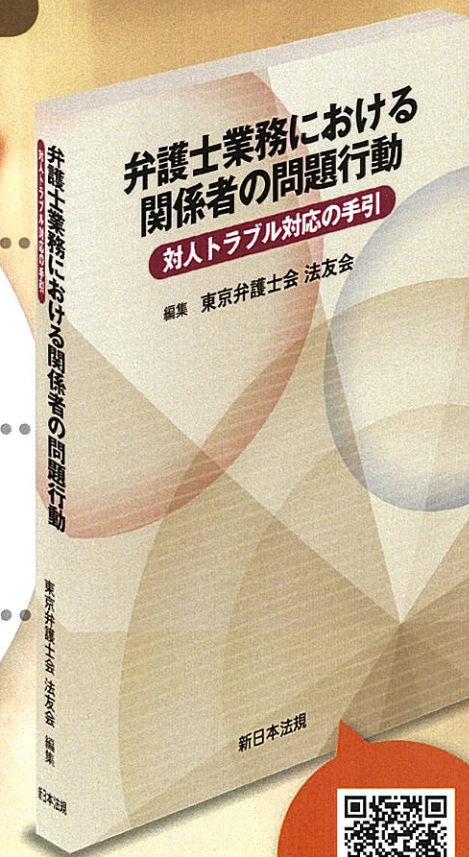
編集 東京弁護士会 法友会

無用なトラブルを回避し、
円滑に業務を遂行するために!

◆クライアントや事件の相手方、利害関係人、協働者など、弁護士業務で関わる他者による問題行動を取り上げています。

◆ケースごとに対応のポイントを示したうえで、具体的な対応方法や法的留意点を解説しています。

◆幅広い年代の弁護士が、その知見を持ち寄り執筆しています。



詳細はコチラ!

A5判・総頁288頁
定価4,620円 (本体4,200円) 送料410円
ISBN978-4-7882-9286-4

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

〈電子版〉定価 4,180円 (本体 3,800円)

*閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

掲載内容

第1章 クライアントの問題行動

- 第1 受任前
- 【1】 弁護士の回答に対して怒り出す相談者
 - 【2】 低額報酬での受任を求める相談者
 - 【3】 勝訴の見込みのない事件の受任を求める相談者
 - 【4】 真実を述べない依頼者
 - 【5】 無料で相談を継続しようとする相談者
 - 【6】 委任契約締結前の段階で受任通知の発送を求める相談者
 - 【7】 インターネット等にて得た知識をもとに自己の主張に固執する相談者
 - 【8】 認知症の疑いのある相談者
 - 【9】 相談者本人と面談ができない中で受任を求められた場合
 - 【10】 相談内容がおよそ現実離れした内容で受任可能性がない場合の対応
- 第2 受任後
- 【11】 弁護士が妥当と考える主張・方針に反対する依頼者
 - 【12】 後で話が変わってしまう依頼者
 - 【13】 受任がはばかれる追加の依頼をしてくる依頼者
 - 【14】 感情的になる依頼者
 - 【15】 事件の内容をSNSに書き込む依頼者・直接に相手と交渉する依頼者
 - 【16】 連絡が取れない・資料を提出しない依頼者
 - 【17】 不合理なクレームをつける依頼者
 - 【18】 プライベートな誘いをしてくる依頼者
 - 【19】 刑事事件と直接関係のないお願いをしてくる被疑者
 - 【20】 急かす依頼者
 - 【21】 ネット・ChatGPTを信じる依頼者
 - 【22】 違法収集証拠を出したい依頼者
 - 【23】 作業の補助を理由に報酬の減額を求める依頼者

第2章 事件の相手方の問題行動

- 第1 相手方(代理人)
- 【24】 相手方代理人による品位を欠く表現・言動等(その1)
 - 【25】 相手方代理人による品位を欠く表現・言動等(その2)
 - 【26】 懲戒をちらつかせる相手方代理人
 - 【27】 相手方代理人による直接連絡等
 - 【28】 連絡が取れない相手方代理人
 - 【29】 相手方代理人による自力救済(相手方に代理人が就いている場合)
 - 【30】 相手方代理人が無理な主張に固執する場合
 - 【31】 利益相反がある相手方代理人
 - 【32】 証人を脅すなどする相手方代理人
- 第2 相手方(本人)
- 【33】 依頼者と執拗に連絡を取ろうとする相手方
 - 【34】 依頼者への嫌がらせ
 - 【35】 依頼者の関係先への嫌がらせ
 - 【36】 事務所への粗暴行為・不当要求
 - 【37】 不当要求を制止した弁護士の発言内容を脅迫などと言ってくる相手方への対応
 - 【38】 事務所に押しかけ無理・不当な要求を通そうとする相手方
 - 【39】 事務所の所属弁護士の不適切な対応を理由に所長弁護士からの謝罪を求めてくる相手方
 - 【40】 事務職員に対する暴言、脅迫的な言動をする相手方
 - 【41】 市民窓口への申出の濫発や弁護士に対する不当な民事訴訟
 - 【42】 不当な懲戒請求
 - 【43】 依頼者を装ってSNSに悪評を投稿する相手方
- 第3章 独立性のある業務の利害関係者の問題行動
- 【44】 頻りに電話連絡してくる成年被後見人や無理な要求をしてくる推定相続人
 - 【45】 医療機関からの同意要請と不審な行動が目立つ相成年後見人
 - 【46】 遺言執行者の就任を迫る相

- 【47】 緊張感を欠く取締役会
- 【48】 第三者委員会報告書の非開示を要望する企業
- 【49】 味方と誤解する公益通報者
- 【50】 取引先の一部に弁済をしようとする破産会社代表者
- 【51】 破産管財人に強硬な要求をする破産債権者

第4章 内部関係者の問題行動

- 第1 事務職員
- 【52】 遅刻・無断欠勤が多い事務職員
 - 【53】 依頼者の質問に勝手に答える事務職員
 - 【54】 SNSに業務に関する投稿をした事務職員
 - 【55】 事件資料を紛失した事務職員
 - 【56】 資格試験勉強の時間について賃金の支払を求めてくる事務職員
 - 【57】 協調性のない事務職員
- 第2 弁護士
- 【58】 共同受任事件の処理に関与しない弁護士
 - 【59】 受任弁護士間での事件処理方針の対立
 - 【60】 給与を一方向的に減らす代表弁護士
 - 【61】 怒鳴る代表弁護士
 - 【62】 女性事務員を連れ回す弁護士
 - 【63】 勤務弁護士が開拓した顧問先を手放さない代表弁護士
 - 【64】 勤務弁護士を一斉に引き抜き独立する弁護士

第5章 事務所外関係者の問題行動

- 【65】 名前・肩書を勝手に使う業者
- 【66】 法的アドバイスを求める近隣住民
- 【67】 小間使いにしてくる先輩他士業者
- 【68】 提出した書面や証拠を読んでいる裁判官
- 【69】 なかなか告訴を受理しない警察

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

[9] 相談者本人と面談ができない中で受任を求められた場合

Case 「自分の母親は現在遠方で入院中であるため、母親から頼まれて相談に来た。母親の事件を受任してほしい。」として息子から相談と受任依頼がありました。受任できるでしょうか。

◆ 対応のポイント ◆

- ・相談者からの話と依頼のみをもって受任することはせず、委任者本人の意思確認をすべきです。
・受任に当たっては、委任者に対し事件の見通し等について適切な説明をし、その意思確認をすることは当然の義務です。
また、債務整理事件においては、直接面談が義務付けられています。
・ただし、委任者の事情によって面談ができない場合には、面談以外の方法を用いて説明や意思確認をすることも認められています。その場合にも、可能な限り、テレビ電話や電話などで直接委任者と意思確認をするようにすべきです。

解説

1 受任に当たっての面談の必要性

(1) 面談の必要性

後述(2)に記載する債務整理事件を除けば、弁護士が受任するに当

たって直接面談をしなければならないとの義務は定められていません。ただし、弁護士には、受任に当たっては事件の見通し・処理の方法等についての説明義務があり(職務基本規程29)、また、委任者の意思を尊重して職務を行うこととされ(職務基本規程22①)、そのための意思確認は必須であり、極めて重要です。このような説明と意思確認のためには、面談が適切かつ有効であることは明らかですので、面談が原則です。

本Caseでは、息子が母親の事件の受任を求めてきています。息子が母親と利益相反関係にある場合はもちろん注意が必要ですが、そのような関係はなく、また、息子が母親のためにやっているようにみえたとしても、又は、息子としてはそのつもりであったとしても、母親の意思確認をせずに、あるいは、母親の意思に反して、その事件を進めようとしている可能性はないではありません。仮にそのような状態で受任してしまった場合、後になって、母親がそれを知り、自身の意思に反する又は意思に沿わない委任契約や事件処理であったとして、責任追及を受けるのは弁護士ということになりますので、最初の確認

[21] ネット・ChatGPTを信じる依頼者

Case インターネット上の掲示板などのネット情報やChatGPTなどの生成系AIの回答と、弁護士の方針や書面の内容が違うという理由で見当違いのことを言われ、困っています。

◆ 対応のポイント ◆

- ・インターネット上には不正確あるいは虚偽の情報もあること、依頼者が誤解していることなどを伝える必要があります。
・ChatGPTなど生成系AIも、不正確な回答や虚偽の回答をする場合があることなどを伝える必要があります。
・弁護士自身がAIのリテラシーを習得することも重要です。

解説

1 ネット情報を信じる依頼者への対応

インターネット上の情報は玉石混交であり、中には不正確あるいは虚偽の情報もあります。依頼者が重要な事実関係の違いに気づかず、過去の判例や裁判例と自らのケースを単純に当てはめて誤解している場合もあります。依頼者が不正確な情報等に基づきクレームを言ってきた場合には、クレームの前提の誤りについて説明する必要があります。

2 ChatGPTなどの回答を信じる依頼者への対応

インターネット上の情報を信じる依頼者の場合と似ていますが、2022年11月にいわゆる生成系(ジェネレーティブ)AIの一種である

[43] 依頼者を装ってSNSに悪評を投稿する相手方

Case 事件の受任後、事件の相手方(本人)が以下の①~③の行為に及びました。

- ① SNS上で事務所を批判する投稿をし、それに賛同した第三者による所属弁護士に対する複数の懲戒請求がなされた。
② 依頼者、弁護士の実名を記載して、SNSに「悪徳な弁護士」などの投稿を繰り返した。
③ こちらからの通知書や、訴訟・調停の書面や証拠をネットにアップし、やめるように要求しても応じない。

◆ 対応のポイント ◆

- ・SNS上の誹謗中傷等に対しては、当該SNS運営会社に対する任意削除請求、投稿記事削除仮処分等の方法を取るとともに、弁護士業務妨害対策委員会等に相談し助言・助力を受けることを検討します。
・通知書や訴訟、調停の書面等をネット上に公開する行為に対

ネットにアップした行為に対しては、まず、通知書等を送付し、やめるように要求するべきです。

しかし、要求しても相手方が任意に応じない場合には、プライバシー権の侵害、著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求や差止請求をする方法も考えられます。

もっとも、係属中の訴訟や調停については、裁判所から、当該行為をやめさせるように上申することも考えられます。特に、調停や労働審判手続など、非公開手続においては、書面や証拠を公開することは予定されていないため、裁判所からの抑止が期待できます。

<参考判例等>

○別件の名誉毀損訴訟(別件訴訟)の訴訟代理人であるXが、別件訴訟の被告の1人であるYに対し、Yが、別件訴訟の第1回口頭弁論期日前に、Xの作成した別件訴訟の訴状(別件訴状)を、自らのブログの記事内にそのデータファイルへのリンクを張る形で公表するなどした行為が、別件訴状に係るXの著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)を侵害するものであると主張して、慰謝料の支払を求めた訴訟において、Yの前記行為は、別件訴状について、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信をするものであり、未公表の別件訴状を公衆に提示するものであって、著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)侵害を構成するものであり、裁判の公開の原則(憲法82条)や訴訟記録の閲覧等制限手続(民事訴訟法92条)が存在することはこの結論を左右しないと判断された事例(東京地判令3・7・16(令3(ワ)4491))

[66] 法的アドバイスを求める近隣住民

Case 事務所のテナントビルに住む住民が、近所や共有部で会うと、しばしば雑談にかこつけて日常生活における法的アドバイスを求めてきます。

◆ 対応のポイント ◆

- ・雑談とはいえ弁護士が法的アドバイスをするのであれば、弁護士としての自覚と責任をもって対応すべきです。
・むやみに対応して弁護士の社会的信用を毀損することがあってはなりません。
・法的サービスに対しては対価が発生することを意識させることが肝要です。

解説

1 雑談としての法的アドバイスの可否

弁護士が、雑談程度で法的なアドバイスをすることはよくあることだと思います。それ自体が悪いことではありませんし、そのような雑談程度で法律相談料を請求していたら人間関係にもひびが入ってしまうでしょう。雑談を通じて信頼関係を得て新たな事件の受任につながる